

制 定 平成19年 9月25日 近運自二公示第33号  
最終改正 令和 7年10月28日 近運自二公示第36号

## 公 示

### 一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（制定 平成14年1月18日付け近運旅二公示第14号。以下「運賃制度」という。）の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和 7年10月28日

近畿運輸局長 服部真樹

記

1. 適用する運賃適用地域

別表のとおり

2. 車種区分

別表のとおり

3. 区分の基準

別表のとおり

附 則 本公示は、平成19年 9月25日から適用する。

附 則（平成19年10月11日付け近運自二公示第36号改正）  
改正後の規定は、平成19年10月11日から適用する。

附 則（平成20年12月24日付け近運自二公示第61号改正）  
改正後の規定は、平成20年12月24日から適用する。

附 則（平成21年 4月17日付け近運自二公示第 7号改正）  
改正後の規定は、平成21年 4月17日から適用する。

附 則（平成21年 6月26日付け近運自二公示第17号改正）  
改正後の規定は、平成21年 6月26日から適用する。

附 則（平成22年 1月25日付け近運自二公示第33号改正）  
改正後の規定は、平成22年 1月25日から適用する。

附 則（平成22年 7月 1日付け近運自二公示第21号改正）  
改正後の規定は、平成22年 7月 1日から適用する。

附 則（平成22年12月 7日付け近運自二公示第37号改正）  
改正後の規定は、平成22年12月 7日から適用する。

附 則（平成23年 8月 1日付け近運自二公示第20号改正）  
改正後の規定は、平成23年 8月 1日から適用する。  
ただし、改正後の規定を適用する時点において運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる装置を有する自動車であって現に事業用自動車として運行されているものにあっては、なお従前の例によることができる。

附 則（平成25年 7月24日付け近運自二公示第15号改正）  
改正後の規定は、平成25年 7月24日から適用する。

附 則（平成26年 2月28日付け近運自二公示第67号改正）  
改正後の規定は、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則（平成27年 8月19日付け近運自二公示第15号改正）  
改正後の規定は、平成27年 8月19日から適用する。

附 則（平成29年 8月 1日付け近運自二公示第11号改正）  
改正後の規定は、平成29年 8月 1日から適用する。

附 則（平成30年 3月 1日付け近運自二公示第35号改正）  
改正後の規定は、平成30年 4月 1日から適用する。

附 則（令和 元年12月13日付け近運自二公示第30号改正）  
改正後の規定は、令和 2年 2月 1日から適用する。

附 則（令和 2年 7月16日付け近運自二公示第12号改正）  
改正後の規定は、令和 2年 7月16日から適用する。

附 則（令和 4年 3月 1日付け近運自二公示第31号改正）  
改正後の規定は、令和 4年 4月 1日から適用する。

附 則（令和 5年 5月 1日付け近運自二公示第 4号改正）  
改正後の規定は、令和 5年 5月31日から適用する。

附 則（令和 5年 6月 1日付け近運自二公示第11号改正）  
改正後の規定は、令和 5年 7月 3日から適用する。

附 則（令和 5年10月20日付け近運自二公示第32号改正）  
改正後の規定は、令和 5年11月20日から適用する。

附 則（令和 7年10月 6日付け近運自二公示第28号改正）  
改正後の規定は、令和 7年11月 5日から適用する。

附 則（令和 7年10月28日付け近運自二公示第36号改正）  
改正後の規定は、令和 7年11月27日から適用する。

(別 表 1)

運賃適用地域：大阪地区 神戸市域地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が9名以上のもの。
大型車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 普通自動車のうち排気量が2リットルを超えるものであって乗車定員が7名以上のもの（特定大型車を除く。）。 二 普通自動車のうち排気量が2リットル（ハイブリッド自動車にあっては2.5リットル。）を超えるものであって乗車定員が6名以下のもの。
普通車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 普通自動車又は小型自動車のうち特定大型車及び大型車に該当する自動車以外のもの。 二 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものに限る。）。
備考	1 自動車の大きさ等については、自動車検査証に記載されている諸元を基準とする。 ただし、特殊なバンパーを装置した自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。 2 車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車（軽自動車を除く。）については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。 一 次号に掲げる自動車以外の自動車 ア 乗車定員が7名以上のもの 大型車 イ 乗車定員が6名以下のもの 普通車 二 専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車 ア 普通自動車 普通自動車 イ 小型自動車 小型自動車 3 上記の車種区分において、ハイブリッド自動車とは、内燃機関を搭載し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

(別 表 3)

運賃適用地域：姫路・東西播地区 淡路島地区 兵庫北部地区 奈良地区  
和歌山市域地区 有田・御坊地区 橋本地区 紀南地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）又は小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員が7名以上のもの。
大型車	普通自動車のうち排気量が2リットル（ハイブリッド自動車にあっては2.5リットル。）を超えるものであって乗車定員が6名以下のもの。
普通車	以下のいずれかに該当する自動車。 一 普通自動車又は小型自動車のうち特定大型車及び大型車に該当する自動車以外のもの。 二 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものに限る。）。
備考	1 自動車の大きさ等については、自動車検査証に記載されている諸元を基準とする。 ただし、特殊なバンパーを装置した自動車は、標準バンパーを装置した自動車の長さとする。 2 車体の形状が患者輸送車、車いす移動車又は身体障害者輸送車である特種自動車（軽自動車を除く。）については、上記の車種区分によらず、以下の区分を適用する。 一 次号に掲げる自動車以外の自動車 ア 乗車定員が7名以上のもの 大型車 イ 乗車定員が6名以下のもの 普通車 二 専ら旅客を寝台に乗せて運行することを目的とする自動車 ア 普通自動車 普通自動車 イ 小型自動車 小型自動車 3 上記の車種区分において、ハイブリッド自動車とは、内燃機関を搭載し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。